

下呂市議会政務活動費の交付に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、下呂市議会政務活動費の交付に関する条例（令和3年下呂市条例第21号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 条例第8条第1項の規定による交付申請は、会派にあつては政務活動費交付申請書（別記様式第1号）、議員にあつては政務活動費交付申請書（別記様式第2号）によるものとする。

2 条例第8条第2項の規定による異動の届出は、政務活動費変更交付申請書（別記様式第3号）によるものとする。

(交付決定通知)

第3条 条例第9条の規定による交付決定に関する通知は、政務活動費（変更）交付決定通知書（別記様式第4号）によるものとする。

(実績報告書)

第4条 条例第11条に規定する実績報告書は、政務活動費実績報告書（別記様式第5号）によるものとする。

2 条例第11条第2項の規則で定める日は、次に掲げるとおりとし、その日が下呂市の休日を定める条例（平成16年下呂市条例第2号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、第1号にあつてはその日以後においてその日に最も近い休日でない日までに、第2号にあつてはその日以前においてその日に最も近い休日でない日までに提出しなければならない。

(1) 上半期 10月5日

(2) 下半期 3月31日

(交付確定通知)

第5条 条例第12条の規定による交付確定に関する通知は、政務活動費交付確定通知書（別記様式第6号）によるものとする。

(交付請求)

第6条 条例第13条第1項の規定による政務活動費の請求は、政務活動費交付請求書（別記様式第7号）によるものとする。

2 条例第13条第2項の規則で定める日は、次に掲げるとおりとし、その日が休日に当たるときは、その日以前においてその日に最も近い休日でない日までに提出しなければならない。

(1) 上半期 10月31日

(2) 下半期 翌年度の4月25日

(透明性の確保)

第7条 条例第16条の規則で定める方法は、次のとおりとする。

- (1) 市議会ホームページでの公開
- (2) 議会図書室での閲覧
- (委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和3年9月29日 規則第30号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日 規則第11号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

下呂市長 様
（下呂市議会議長経由）

会派の代表者名 ⑩

政務活動費交付申請書

下呂市議会政務活動費の交付に関する規則第 2 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 会派の名称
- 2 会派結成年月日 年 月 日
- 3 代表者名
- 4 経理責任者名
- 5 所属議員数 名 （ 年 月 1 日現在）
- 6 交付申請額 （ 年度分） 円

別記様式第 2 号（第 2 条関係）

年 月 日

下呂市長 様
（下呂市議会議長経由）

議員名 印

政務活動費交付申請書

下呂市議会政務活動費の交付に関する規則第 2 条第 1 項の規定により、下記のとおり政務活動費を申請します。

記

1 交付申請額 （ 年度分） 円

別記様式第3号（第2条関係）

年 月 日

下呂市長 様
（下呂市議会議長経由）

会派の代表者名 印

政務活動費変更交付申請書

下呂市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

区 分	変更後	変更前	異動年月日
会 派 の 名 称			
代 表 者 名			
経 理 責 任 者 名			
所 属 議 員 数			
交 付 申 請 額 (年度分)	円	円	

年 月 日

会派の代表者名又は議員名 様

下呂市長 印

政務活動費（変更）交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、下呂市議会政務活動費の交付に関する規則第 3 条の規定により通知します。

記

1 年度政務活動費交付決定額（年額） 円

（参考）条例第 9 条の規定に基づく既交付決定額 年 月 日現在	円
-------------------------------------	---

年 月 日

下呂市議会議長 様

会派名、会派の経理責任者名又は議員名 印

年度 政務活動費実績報告書

下呂市議会政務活動費の交付に関する条例第11条第1項に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

1 政務活動費の額 円

2 政務活動費の対象となる経費の内訳

項 目	金 額（円）	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
合 計		

※備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 政務活動の実施期間（該当期間に○）

	上半期（4月から9月）		下半期（10月から3月）
--	-------------	--	--------------

4 交付決定額（交付上限額） 円

5 既交付済額 円

6 交付残額 円

7 添付書類

(1) 領収書

(2) その他必要書類

年 月 日

会派の代表者名又は議員名 様

下呂市長 印

政務活動費交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度政務活動費＜上半期（4 月から 9 月）、下半期（10 月から 3 月）＞について、下記のとおり確定したので、下呂市議会政務活動費の交付に関する規則第 5 条の規定により通知します。

記

1 年度政務活動費交付確定額 円

年 月 日

下呂市長 様

会派の代表者名又は議員名 ㊟

政務活動費交付請求書

年 月 日付けにより交付確定通知のあった政務活動費について、下呂市議会政務活動費の交付に関する規則第6条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 金 円

ただし、 年度政務活動費

	上半期（4月から9月）
	下半期（10月から3月）

口座名義人	フリガナ												
	氏 名												
金融機関名 (ゆうちょ銀行以外)		店名			種別	口 座 番 号							
銀 行		本 店			1 普通 2 当座								
金 庫		支 店											
農業協同組合		支 所											
信用組合		出張所											
ゆうちょ銀行	通帳記号				通 帳 番 号								
	1				0								

*番号は右づめで記入してください。